

## 岡山地裁判決の問題点と控訴趣意書のポイント（上）

則武透弁護士



**山地裁（江見裁判長）判決  
(以下、江見判決)の問題  
点は主に3点である。**

第一回は海人種源道臣事作  
について、木嶋広島国税局  
査察官の作成した査察官報  
行書、以下大場義平著

告書（以下木嶋報告書）を

して証拠能力を認め、これ

に基づいて「通脱(脱税)」の事実認定を行つたこと。

## 第二に税理士法違反事件に

ついて、申告納税権を憲法上の権利ではな、二決りつ

けた点であり、第三に判決

言い渡し直後に法廷に制服の警官隊四名を段へシ

の警官隊四十名を投入したこと、これに表れて、民商敵視

の思想である。

11

反对

收惡雨

憲法已  
商

说·寒

大増和

①鑑定書問題

刑事訴訟法には、反対尋問を経ていない供述証拠には、原則として証拠能力は認められないという原則

全に証拠から排除すると、  
眞実の発見に困難を生じる  
ため、刑事訴訟法では例外  
的な場合に関する規定を置  
いている。

を推し進めれば、警察官も捜査の専門家であるから警察官の作成した捜査報告書も鑑定書に準ずるものとして証拠能力が認められるこ

とになる。それでは伝聞法則は全く意味をなさない。

**②申告納税権の評価**

弁護団は、申告納税権が國民主権原理を採用する憲法上の権利であり、これを保障するためには税理士法五二条の税理士独占規定を

相当な処分をすることがで  
き（刑事訴訟法二八八条二  
項）、また法廷における秩  
序を維持するため必要があ  
ると認めるときは、県警本  
部長に警察官の派出を要求  
することができる（裁判所  
法七一条の二）。

江見裁判長は、これらの法的根拠に基づき、警官隊を投入したものと思われる。そもそも、裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行う（憲法第八二条一項）こととなつてゐる。

これは、裁判を公開し、国民の監視にさらすことで公正に裁判が進められ、これによつて、国民は司法を信頼できるという規定である。江見裁判長のように口

頭で抗議を行う傍聴者を制服警官の実力によつて排除することになれば、傍聴者は傍聴を自粛することにつながり、結果的に裁判の公開は阻害される。江見裁判長の民商敵視の思想が「税理士法違反の常習性及び組織性は顯著である」、「倉敷

### ③ 民商敵観の思想

民商の業務として継続的

に、対価を得て：確定申告書を作成した」との判決文に如実に表れている。

さらには、「たまり」が

なく、かつ重加算税も課されていないと推測される本件を法人税法違反として起訴することは、検察官の公訴権濫用であるという弁護人の主張（公訴権濫用論）をあつさり退けることにも影響している。しかし、こ

れでは公平な裁判など望むべくもない。

〔2017年9月4日付全  
国商工新聞より〕

### （江見判決の問題点）

江見判決は、検察の主張

通りにしか証拠を評価しない、いわば「つまみ食い」

判決であった。そこには、

①なぜI建設が脱税を意図したといえるのか②なぜ、

訪れるだけの禰屋さんの行為を帮助と評価できるのかについての合理的な説明はない。

### （脱税正犯のI建設には、 脱税の企図はなかつた）

I建設が、脱税を企図していたと疑われる事情はない。脱税によつて不正に蓄財された資産＝即ち「たまり」が存在しないからだ。

この点は国税査察官も認めている。I建設代表者らには、社外流出させた会社

財産を私的に費消するという確たる脱税の意図は見られない。I建設は、脱税額の大半を占める売上繰延と期末商品棚卸高の調整に、脱税の意図があつたと認定した。しかし、いずれも「期切れ」にすぎない。数年間の決算年度を通してみれば、脱税の効果はない。

## 岡山地裁判決の問題点と控訴趣意書のポイント（下）

千田卓司弁護士



事件の端緒となつたI建設の法人税違反（脱税）と、禰屋さんがこれを帮助（手伝い）したと事実認定した江見判決の問題点を指摘する。

建設がいかなる基準に基づき売上計上をし、期末棚卸

江見判決はそもそも、I

建設が脱税を意図していなかったと認定する。

建設が脱税を意図していなかつたと認定する。

高を計算していたかについて

では認定していない。

I建設は過去に税務調査

が行われた際にも売上計上

基準や期末棚卸高の計算に

関し、注意指導を受けたこ

とはなかつた。したがつて、

売上高や期末商品棚卸高が

結果的に不正確であつて

も、長年I建設で行つてき

た基準にのつとつて会計処

理を行つていれば、脱税の

故意までは認定できない。

I建設には「売上計上基

準が存在しなかつた」と、

判決は判断しているが、何

十年も営業を続けていた建

設会社に、売上計上基準が

存在しないことはあり得な

いのであって、「期ずれ」

の問題点を糊塗するための

認定というほかない。

さらにI建設には「事実

の隠蔽や仮装」があつた場

合に課せられる重加算税

が、課せられた事情も認め

られない。

結局、正犯とされたI建

設の事件は本来、修正申告

を従事される程度のもの

であり、訴追を受けるよう

な事案ではない。

（禰屋さんの行為は帮助で

はない）

江見判決のストーリー

（禰屋さんの行為は帮助で

はない）

金を安くしたいと思ふ立  
ち、自らは会計及び税務の  
知識がないため、禰屋さん  
に「何とかならんかな」と  
相談したところ、禰屋さん  
が3事業年度、各期約二千  
万円の脱税をしたというも  
のである。しかし、その根  
拠となつている妻の供述内  
容について判決自身が「代  
表者である夫との」共謀状  
況、被告人への依頼状況、  
逋脱の手段となつた売上除  
外の経緯等具体性を欠く部  
分が多い」と認めている。

また、2期目に一度計上  
された現場の売上が再度計  
上（二重計上）されている  
が、江見判決はこの経緯に  
存つては全く触れていない。  
二重計上は明らかにミス  
である。意図的計画的に  
売上繰延が行われたことと  
両立しない。二重計上問題  
に触れると、禰屋さんが関  
与して売上の繰延の現場を  
選別していたという前提が  
崩れ、禰屋さんの関与 자체  
が否定されかねないから、  
この問題に触れることがで  
きなかつたのである。

以上のことおり、江見判決  
が依拠する根拠は脆弱であ  
る。しかも禰屋さんは、I

建設から一切利益供与を受  
けていない。およそ禰屋さ  
んが関与した、帮助したと  
いえるような事情はないの  
である。

江見判決には合理性も説  
得力もない。控訴審では、実体  
有罪方向でのみ事実や証拠  
を評価することなく、実体  
的真実を解明するよう強く  
求めさせていた。

〔2017年9月11日付全  
国商工新聞より〕

この指摘は、各決算期にお  
いて契約書、領収書、請求  
書の破棄や改ざんが行われ  
ていており、むしろ禰屋さ  
んがI建設の帳簿類を保  
管中に紛失したり、改ざん  
された事実がないことを意味  
している。しかしながら、禰屋  
さんがI建設の帳簿類を保  
管中に紛失したり、改ざん  
が「証拠の隠滅」をしてい  
ないことを示すものである。

